

第37回公正取引委員会契約監視委員会議事概要

- 1 日時 令和5年11月28日（火）10：15～11：45
- 2 場所 中央合同庁舎第6号館B棟19階 公正取引委員会 官房13会議室
- 3 出席者（Web形式にて出席）
（委員）池谷委員、中村委員、南島委員
- 4 議事概要
 - （1）開会
 - （2）調達案件の審議
令和5年4月1日から令和5年8月31日までの間に締結した契約のうち、各委員が抽出した調達案件3件について審議が行われた。審議の概要は別紙のとおり。
 - （3）閉会

意見 質問	説明 回答
○ 複合機の賃貸借及び保守等業務一式（一般競争入札）	
<p>複合機の設置台数を75台から70台に削減し、このうち20台は高速機（コピースピード：70枚以上/分）から中速機（コピースピード：55枚以上/分）にスペックを落として調達したということだが、これらの取組によって、どのくらいコストを削減することができたのか。</p>	<p>保守料については、単価契約のため、使用枚数によって支出額が異なることから、現時点で台数削減等の効果を検証することはできないが、リース料については、1台当たり1か月に3万円強の費用が発生していることから、5台削減したことにより、1か月当たり十数万円程度削減したことになる。</p>
<p>複合機の契約は5年間という長期契約になることから、次に調達するときまでに、複合機の機能が進化するだろうし、職員の利用方法や利用実績などにも変化が見られると思われる。今回の調達の際に、どのような事情等を斟酌して、台数を削減したのか、また、スペックダウンしたのかということ記録に残し、次回の調達の際に今回の経験を活用していただきたい。</p>	<p>承知した。</p>
<p>複合機のリース料や保守料は今後も高くなると思われる。この対策としてペーパーレス化を推進していくことが考えられるが、公正取引委員会では、ペーパーレス化についてどのような取組を行っているのか。</p>	<p>会議の資料をペーパーレス化することによって、紙の使用量の削減を目指している。特に無線LANの整備後は、会議のペーパーレス化が浸透している。</p>
<p>なぜ、入札参加資格を「Aランク」に限定したのか。「Cランク」まで広げると契約金額を下げることはできたのではないのか。</p>	<p>全省庁統一資格という入札参加資格の標準的な基準で、役務提供の場合、予定価格が3000万円以上の物件についてはAランクと区分されている。本件については、この基準に基づき、入札参加資格をAランク業者に限定している。</p>
<p>予定価格によってAランク業者に限定せざるを得ないということであれば、分割発注という選択肢もあったのではないのか。</p> <p>また、カラーの複合機だけでなく、モノクロ専用の複合機を導入するとか、ICカードを利用した個人認証機能を付けないといった方法でコスト削減することも可能だと思われる。5年後の調達の際には、このような点も考慮して、コストの削減を目指していただきたい。</p>	<p>次回の調達の際には、御指摘の点も踏まえて、コスト削減の方法を検討する。</p>

意見 質問	説明 回答
○ 虎ノ門二丁目地区市街地再開発事業地権者フロア9Fから11F（公正取引委員会入居範囲）B工事設計業務（随意契約）	
<p>本件は、随意契約であることから、契約金額が妥当かどうか検証する必要がある。例えば、他のオフィスビルの同種の設計業務を参考にするなどの検証は行っているのか。また、同種の設計業務を行ったことがあるといった条件を付すなどして、業務内容の質を担保することができるのか。</p>	<p>本件のような大規模な庁舎移転は我々も初めての試みであることから、プロジェクトマネジメント業務を含む支援業務一式を専門の事業者へ委託している。そして、委託したプロジェクトマネジメント会社に、当委員会と設計業者等との間に入ってもらい、契約金額の妥当性を検証したり、業務内容の質を担保したりしている。</p> <p>また、積算に当たっては、国土交通省が定めた基準額を参考とし、移転先のビルで先行してB工事設計業務等を発注している国立印刷局の状況も判断材料の1つとして活用している。</p>
<p>設計の段階から建築費のことを気にしておく必要がある。例えば、どのような部材を使うのか、オーバースペックとなっていないか、今後値上がりしそうな部材が使われていないかといったことは確認しているのか。</p>	<p>移転先は複合ビルであることから、仕様については、原則、ビルの標準仕様を用いている。しかし、例えば、審査業務で使用する事情聴取用の部屋に防音機能を備えるなど、公正取引委員会特有の業務で必要と考えられるものについては、オーバースペックとならないように留意しつつ、標準仕様以上のものを使用する場合もある。</p>
<p>今後、設計金額が増加することはないのか。また、金額が増加するとすれば、どのようなことが考えられるのか。</p>	<p>移転は2年後であることから、例えば、それまでの間に組織改編があればレイアウトを変更することになるため、設計金額が増加する可能性はある。そのようなことが発生した場合は、改めて来年度以降に再契約することになる。</p>
<p>プロジェクトマネジメント会社に支援業務を委託しているとのことだが、どのように支援を受けているのか。例えば、プロジェクトマネジメント会社から、定期的に意見書のようなものが送られてくるのか。</p>	<p>プロジェクトマネジメント会社には、日々、設計業者等とのやりとりの間に入ってもらっている。例えば、当委員会の希望や要求は、プロジェクトマネジメント会社を通じて設計業者等に伝えている。また、プロジェクトマネジメント会社と設計業者等がメールでやり取りする際には、必ず当委員会も宛先に含めるようにするなど、情報共有を図っている。</p>

意見 質問	説明 回答
○ 独占禁止法違反被疑行為に係る端緒業務の高度化・効率化に向けた調査研究事業 (一般競争入札(総合評価方式))	
入札説明書交付者数は16者のところ、応札者数は3者しかいない。残りの13者が応札しなかった理由は何か。	1者応札の場合は、入札説明書等を入手したものの応札しなかった業者にヒアリングして、応札しなかった理由を確認しているが、本件は複数者が応札したため、応札しなかった理由を確認していない。
予定価格を超過した者がいたようだが、予定価格の設定は妥当であったか。	予算と参考見積で得た金額を考慮して予定価格を設定しており、その金額は妥当であったと判断している。
総合評価方式の場合、予定価格を超過した者の中に最も技術点が高い業者がいるということも起こり得る。このような場合、予定価格の設定次第では、技術点が高かった業者が落札者になるということも考えられる。総合評価方式では、このような可能性もあるため、予定価格の設定などについては常に検証し、仮に反省すべき点があれば、今後の調達で活かしてほしい。	承知した。
技術点で大きく差が付いた場合、技術点が高いが予定価格を超過した者を救済するような仕組みは考えられないか。その方がより質の高い成果物が得られるのではないか。	御指摘のとおり、技術点が高い事業者を落札者とすれば、より質の高い成果物が得られる可能性が高いと思われる。ただ、入札制度上、予定価格の範囲内で落札者を決定しなければならない。予定価格の設定や技術点と価格点の配点などについて、引き続き、より良いものになるよう検討していく。
<p>「過去5年以内に同種又は類似の受注実績があること」という技術点に係る評価項目がある。これは必須とする項目であり、これを満たしていない者は不合格になってしまう。このような項目を設けてしまうと、新規業者の参入を排除することになるのではないか。</p> <p>例えば、今後同種の業務を発注する際には、受注実績を必須項目とせず、配点を工夫することによって、他の項目の点数が高ければ、受注実績がない者も落札できるようにした方がいいのではないか。</p>	<p>成果物の質のことを考えると、特に本件のような従来発注したことがないような業務については、実績を重視せざるを得ない。ただ、御指摘のとおり、評価項目や配点等については工夫する余地はあることから、引き続き検討していく。</p>